



規制地域の概要

1 特別規制地域等（原則として屋外広告物を表示できない地域）

特別規制地域等とは、良好な景観又は風致の維持の観点から、原則として屋外広告物の表示・設置が禁止されている地域です。

第一種特別規制地域等	○第一種低層住居専用地域、風致地区 ○重要文化財である建造物、天然記念物の敷地 ○風致保安林、自然及び緑地環境保全地域 ○都市計画区域外の県立自然公園の特別地域 ○河川及び湖沼
第二種特別規制地域等	○重要文化財である建造物の周囲 300m以内 ○都市計画区域内の県立自然公園の特別地域 ○都市公園、公共用建造物及びその敷地 ○指定路線（道路及び鉄道）の両側 100m以内 ○古墳、墓地、社寺、教会、火葬場及びその敷地

2 普通規制地域等（原則として屋外広告物を表示できる地域）

普通規制地域等とは、原則として広告物の表示・設置に市長の許可が必要な地域です。周辺景観との調和及び安全の確保を図る第一種普通規制地域等と、街の賑わいを演出する広告物の役割に着目してその活用を図る第二種普通規制地域等に区分しています。

第一種普通規制地域等	○都市計画区域内（第一種低層住居専用地域、商業地域、近隣商業地域を除く） ○指定路線（道路・線路）の両側 1,000m以内
第二種普通規制地域等	○都市計画区域内の商業地域、近隣商業地域

3 無規制地域（屋外広告物条例の規制が及ばない地域）

特別規制地域等・普通規制地域等を除く地域です。屋外広告物を表示する際に市長の許可を受ける必要はありませんが、建築基準法や景観条例等その他法令が適用されないものではありません。